

けんろく通信

兼六法律事務所

〒920-0932

金沢市小將町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成19年 11月 第5号



目次

- | | | | |
|--------------|-----|--------------------|---|
| ◆ 近況報告 | 2~3 | ◆ お客様の声 | 4 |
| ◆ コラム | 3 | ◆ 暮らしに役立つ豆知識 | 4 |
| ◆ 最新判例 | 4 | ◆ 編集後記 | 4 |



このたび、独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業承継コーディネーター補佐弁護士に就任しました。

日本の中小企業は433万社あり、全企業数の9割になりますが、年間に29万社が廃業しています。そして、その中の7万社が後継者問題を原因とすると中小企業庁は推計しています。

後継者問題は中小企業にとっては非常に重要かつ深刻な問題なのですが、早めに対策を立てている企業は多くありません。

中小企業の社長が亡くなった後、遺産協議が紛糾したため、個人名義の不動産の相続登記ができず、担保設定もできないために、企業の資金繰りが破綻して倒産に至ったというケースも少なからずあります。

そのような事態にならないために、まずは、会社の現状を正確に把握し、後継候補者を確定し、スムーズに経営が移行できるように計画を立てます。さらに、M&Aを行うケースもあるでしょう。これらは、法律問題、税金問題などが複雑にからみますので専門家のアドバイスが不可欠です。

中小企業経営者の平均年齢は59才であり、スムーズなバトンタッチに時間的余裕はあまりありません。

優良な中小企業が継承問題でつまずいて破綻することは、親族、従業員にとってたいへん不幸なことですが、国家社会的にも大きな損失です。

少しでも、お役に立てるよう力を尽くしたいと思います。

近況報告



最近、社会保険庁改革に伴う地元の懇談会に出席しましたので、その体験から、情勢を報告します。

最近何かと問題になっているのが年金制度であり、その矢面に立っているのが社会保険庁です。この社会保険庁は、公的年金と健康保険等を担当している官庁で、厚生労働省の外局となります。

社会保険庁は、世間の厳しい批判を受けて、解体されることに決まっております。平成20年10月には、社会保険庁から分離して「全国健康保険協会」という新しい公法人が設立され、健康保険事業はこちらに移管されます。そして、平成22年1月には、社会保険庁を廃止して「日本年金機構」という新しい公法人が設立されることとなっております。

この健康保険事業の分離に伴い、現在石川県でも準備が進んでいます。私が出席したのは、「石川社会保険事務局における健康保険事業に関する懇談会」というもので、6月25日に出席して来ました。

この懇談会は、事業主代表として3名、被保険者(労働者)代表が3名、学識経験者3名という9名から構成されており、私は、学識経験者の一人として選任されたものです。

懇談会では、まず、所長の年金問題についてのお詫びがありました。その上で現状と新しい制度の説明がありました。新しい制度では、健康保険の保険料割合は、各都道府県ごとに異なることとなります。自由競争原理を取り入れよう、ということだと思われます。現在は全国一律、標準報酬月額1000分の82(給料から天引きされるのはその半分)となっておりますが、将来は、各都道府県ごとに、料率が異なってくるのです。

平成15年度のデータで試算すると、全国平均は1000分の81で、石川県は1000分の83と平均より若干高めになることが予想されます。基本的には、その県の医療費総額が高ければ高くなるほど、保険料率は高くなる、ということになります。

ちなみに、全国で一番低いのは長野県で、1000分の76、一番高いのは北海道で1000分の87となっております。

私としては、この改革で信頼が回復されたらいいな、と思っている次第です。

近況報告



弁護士 浮田 美穂

最近、呉服や宝石などを次々と販売し、消費者にクレジットを組ませ、多重債務に陥らせる次々販売・次々契約と言われる事例が全国各地で多発しています。

認知症の老人に次々と宝石を販売し、貯金を全て費消させ、さらにクレジットまで組ませて、生活できなくなった事例から、若い女性に次々とエステコースの申し込みをさせ、年収の何倍ものクレジット契約を締結させるなど深刻な事例が後を絶ちません。

宝石やエステの販売会社は、たとえ年収の数倍もの商品を販売したとしても、クレジット会社から代金が入金されるので、消費者の資力などお構いなしに次々に商品を販売し、一方、クレジット会社は顧客の支払能力をきちんとチェックせずに、契約を締結しているので、このような被害が起きるのです。

平成18年12月20日に交付された貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律では、過剰な貸し付けの対策として、貸付残高の合計が年収等の3分の1を超えることになる貸し付けは原則禁止されることとなります。

しかし、これには、クレジット残高は含まれていません。クレジットにおいても、上記と同様の法規制が必要です。

金沢大学法科大学院 徳田 隆裕

私は、金沢大学法科大学院のカリキュラムで、十日間、法律事務所での実習を通じて弁護士実務を学ぶというエクスターンシップを受講し、兼六法律事務所でも弁護士実務の勉強をしました。兼六法律事務所の皆様は、「弁護士にとって大切なことは依頼者に満足を与えることです。」という小堀先生の言葉をモットーに、依頼者の方々に満足をお届けするために、誠心誠意、仕事に取り組んでいました。十日間の実習を通じて、弁護士大増員時代においても、依頼者の信頼を勝ち取り、成長していく法律事務所と弁護士の姿を見ることができました。プロとしての矜持と仕事に対する情熱をおねに日々奮闘する四人の弁護士の姿を見て、私も弁護士として共に働きたいと強く感じました。兼六法律事務所でのエクスターンシップで得た経験を糧に、弁護士を目指して今後も精進していきたいと思えます。



弁護士 森岡 真一

平成19年8月30日、金沢大学において、金沢弁護士会主催の裁判員制度の模擬裁判が行われ、私も書記官役で参加しました。この模擬裁判は、平成21年5月までにスタートすることとなっている裁判員裁判

の問題点を検証するために行われたものです。

裁判員制度とは、一般の市民から選ばれた裁判員の方が刑事裁判に参加して、裁判官と一緒に、有罪・無罪を判断し、有罪の場合は刑罰を決める制度です。

この裁判員制度については、いろいろな意見がありますが、実施されることが現実となった現在においては、この裁判制度の功罪を検討し、問題点は克服しなければならないと考えています。

今回の模擬裁判では、同じ事件について個性の異なる3つの裁判員で評議を行い、裁判官の個性によって結論が変わるかどうかを検証しました。そうしたところ、実際に、裁判官の個性が裁判員に大きな影響を与え、裁判官が誘導したとおりの結果が出ました。

人を裁くと言うことは、大変な重責です。また、この制度は市民の方に大きな負担を強いるものです。裁判員制度についての市民の皆さん理解を得て、この制度が適正に運用されるように、積極的に、取り組んでいきたいと思っています。

事務員 藤森 雅彦

2人の息子がいます。3才になったばかりの長男と、産まれて2ヶ月の次男です。

先日、長男が通っている保育園で運動会がありました。日頃の練習の成果を十分に発揮して、元気にかけっこをしたり、音楽に合わせて上手に踊っていました。

幼い子どもが精一杯競技をしたり、ニコニコの笑顔でお弁当を食べたり。秋晴れの天気もあいまって、とても気持ちがいい一日でした。一方で、その晩に見たテレビ番組では、貧困など過酷な状況で生きている途上国の子ども達を特集していました。同じ地球に生を受けながらこうも違うものかと、日本に生まれ、平穩に暮らしている事を感謝せずにはおれませんでした。

そんな我が家の日常はというと、長男のキャッキョと走り回る足音と次男のミーミーなく泣き声が響き渡り、騒がしく、せわしなく毎日が過ぎてゆきます。

同じような毎日の中でも2人とも一日一日成長していて、次男は二ヶ月で体重が倍になり、ニコニコ笑うように。長男にいたっては、はや三才で母親の口調をまねして私にいろいろ注意までしてきます。これからもっとすごい速さで成長していくでしょう。

忙しい毎日ですが、三十歳になった私も負けてはいられません。一緒に成長していきたいと思えます。

コラム

「法律とは」

法律という難しいものの代名詞ですが、法律は責任を定めたものです。最近よく使われる言葉として「自己責任」という言葉があります。「自分がやったことは自分が責任をとる」ということです。もっと分かりやすく言えば、自業自得ということ。法律は自業自得を定めたものと言えるでしょう。

最新判例

平成19年2月13日に最高裁判所第三小法廷で、平成19年7月19日に、最高裁判所第一小法廷で、貸金業者に対する過払金の充当問題についての判決がなされました。

▶ 1 平成19年2月13日判決

(1) 問題点

貸主と借主との間で、継続的に貸付が繰り返されることを予定した基本契約が締結されていない場合、第1の貸し付けに対し、利息制限法所定の利率を超えて支払われた弁済金を元本に充当すると過払金が発生し、その後、第2の貸し付けが行われた場合、第1の貸し付けで発生した過払い金を第2の貸し付けに充当できるか。

(2) 判決要旨

上記の場合、貸し主と借り主との間で基本契約が締結されていると同様の貸し付けが繰り返されており、第1の貸し付けの際にも第2の貸し付けが想定されていたとか、その貸し主と借り主との間に第1の貸し付けの過払い金の充当に関する特約が存在するなどの特段の事情のない限り、第1の貸し付けの過払金は、第1の貸し付けにかかる債務の各弁済が第2の貸し付けの前にされたものであるか否かにかかわらず、第2の貸し付けにかかる債務に充当されない。

▶ 2 平成19年7月19日判決

(1) 問題点

貸し主と借り主との間で基本契約を締結せずに切り替え及び貸増しとしてされた多数回の金銭消費貸借契約が、その貸借で発生した過払い金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むか。

(2) 判決要旨

同一の貸主と借主との間で基本契約を締結せずにされた多数回の金銭の貸し付けが、1度の貸し付けを除き、従前の貸し付けの切替え及び貸増しとして長年にわたり反復継続して行われており、その1度の貸し付けも、前回の返済から期間的に接着し、前後の貸し付けと同様の方法と貸し付け条件で行われたものであり、上記各貸し付けは1個の連続した貸付取引と解すべきものであるという判示の事情の下においては、各貸し付けに係る金銭消費貸借契約は、各貸し付けに基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、当該過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

▶ 3 比較

平成19年2月13日判決の第1貸し付けは、借入をした後は弁済のみをしていき、後の借入は予定していなかったものです。平成19年7月19日判決の貸し付けは、反復継続して多数回の貸借が行われており、後の借入が予定されていたものです。

貸借が反復継続している場合には、過払い金が後の債務に充当される特約の存在が認められるので、問題は、取引が一連と認められるかどうかにかかると考えられます。

暮らしに役立つ

豆知識



No.5

調停について

ろく美: 友達が、「旦那が離婚届に判子を押してくれなくて離婚できない」と言っていたんだけど、離婚するときって、そんなに大変なの？

けん爺: 相手が離婚に応じてくれないときは、簡単には離婚できんのじゃ。

ろく美: ふ〜ん。その友達は、家庭裁判所に離婚調停を起こすと言っていたんだけど、調停

と裁判は違うものなの？

けん爺: そうじゃよ。調停と裁判は違うものなのじゃ。

ろく美: 離婚調停って、どういうものなの？

けん爺: 離婚調停は、家庭裁判所の調停委員という人が間に入って、話し合いを手伝ってくれるというイメージじゃな。

ろく美: 調停委員というのはどういう人？裁判官？

けん爺: 裁判官ではない。調停委員は、裁判所が一般市民の中から、豊富な経験がある人を選んでいるのじゃ。

ろく美: じゃあ、調停委員の人を間にはさんで、同じ部屋で、相手と話し合いをするの？そういう時って、相手の人と会いたくないと思うんだけど。

けん爺: いや、相手とは顔はあわせなくていいのじゃ。直接、相手と話をするものでなく、言いたいことを調停委員に伝えて、また、相手の言い分も調停委員を通じて聞くことになる。その中で、調停委員から助言やあっせんをしてもらうことになるのじゃ。

ろく美: そうしている中で、話がうまくまとまることもあるのね。

けん爺: そうじゃ。調停の中で、「もう一度、夫婦としてやり直そう」となったり、「もう別れた方がいい」となったりする。やはり、こういうことは、話し合いで決めるのがいいからな。

ろく美: 話し合いがつかなかったら、どうなるの？

けん爺: 調停は不成立で終わる。あくまで、調停は話し合いの場じゃからな。

ろく美: じゃあ、調停で話し合いがまとまらないと、離婚はできないの？

けん爺: 調停で話がつかなかったら、次に裁判になる。裁判でも、裁判官から和解を勧められることはあるが、最終的に話し合いがつかなかったら、判決が下されるのじゃ。

ろく美: そうか。調停で解決できればいいけど、話し合いがつかなかったら大変ね。

けん爺: そうじゃよ。だから、結婚するのは簡単じゃが、離婚は大変なのじゃ。

ろく美: 結婚するのも大変だけどね…。早く、結婚したい。



お客様の声

アンケートより

本当にお世話になりました。どうしようもなくなったあの時、思い切って相談して良かったです。

編集後記

表紙の写真は秋の金沢城ですが、9月下旬でもまだまだ日差しが強く、残暑厳しい夏でした。(浮田)